

平成23年 第2回臨時会

中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議録

第2回臨時会会議録目次

第1日目（平成23年7月27日）		頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1	会議録署名議員の指名	3
○日程第 2	議席の指定	3
○日程第 3	会期の決定	3
○日程第 4	選挙第 1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について	4
○日程第 5	議案第 1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算 (第1号) について	5
○日程第 6	報告第 1号 例月現金出納検査報告について	11
○閉会宣告	12

平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会

平成23年 7月27日(水)

午前10時01分 開会

午前10時51分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議席の指定
日程第 3 会期の決定
日程第 4 選挙第 1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について
日程第 5 議案第 1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算(第1号)について
日程第 6 報告第 1号 例月現金出納検査報告について

○出席議員 (17名)

1番	獅 畑 輝 明 君	2番	水 口 典 一 君
3番	清 水 雅 人 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	東 英 男 君	6番	一ノ瀬 弘 昭 君
7番	山 崎 数 彦 君	8番	東 出 治 通 君
9番	太 田 幸 一 君	10番	堀 松 雄 君
11番	堀 内 哲 夫 君	12番	阿 部 敏 也 君
14番	向 井 敏 則 君	15番	速 見 章 一 君
16番	沖 田 浩 一 君	17番	澤 田 正 人 君
18番	高 田 勲 君		

○欠席議員 (1名)

13番 長谷川 秀 樹 君

○説 明 員

広域連合長	泉 谷 和 美 君	副広域連合長	高 尾 弘 明 君
副広域連合長	前 田 康 吉 君	副広域連合長	善 岡 雅 文 君
副広域連合長	北 良 治 君	副広域連合長	貝 田 喜 雄 君
副広域連合長	岸 泰 夫 君	副広域連合長	植 田 満 君
副広域連合長	寺 崎 一 郎 君	副広域連合長	神 薮 武 君
副広域連合長	藤 本 悟 君	副広域連合長	西 野 陽 一 君
副広域連合長	金 平 嘉 則 君	監 査 委 員	上 田 正 昭 君
会計管理者	高 橋 賢 司 君	事 務 局 長	松 田 雄 二 君
事務局次長	南 均 君	監査委員書記	赤 田 敬 一 君

○本会議事務従事者

書 記 新 名 敏 幸 君 書 記 山 下 克 己 君

◎開会宣告

○議長 皆様おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました、平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、17名でございます。

欠席の申し出は、長谷川議員でございます。

◎開議宣告

○議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、山崎議員、速見議員を指名いたします。

◎日程第2 議席の指定

○議長 日程第2、議席の指定を行います。

当広域連合を構成する深川市の議会において、議員の改選が行われ、新たに議員が選出されたことに伴い、議席は、中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

東出治通議員の議席は8番、太田幸一議員の議席は9番といたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時議会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○清水議員 (挙手)

○議長 清水議員。

○清水議員 ここで発言をしたいと思うんですけども、本議会については、本会議以外に議会運営委員会、あるいは全員協議会等の制度が無くて閉会中のいわゆる調査というのは事実上できないことになっています。本日の本議会終了後に、連合の方から説明があるということで資料が添付されておりますが、それらもいわゆる非公式であり、議事録にもまったく載らないものです。そういう点で、閉会中の調査を円滑に行えなければならない。そんな仕組み作りについて、是非、今日の会議にはございませんが、議案などにございませませんが、終了後、そういう事について検討をして頂くような時間を是非設けて頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。議長の考えをお伺いします。

○議長 ただいま、会期の決定の議題のところでございますが、いま清水議員よりご発言の内容

の質疑がございました。本来であれば、ここの議題には沿わないという形になりますが、今ご指摘頂いた件につきましては、いま現在、広域連合の事務局と、このいまご指摘頂いた件について、どういう形で執り進めていくか現在協議中でございます。今日現在、皆様方にこの件について、お諮りをするという事がまだ出来る段階でないものですから、是非、今日のところは、そういうことを検討しているということで、おくり取りをいただき、そして次の会議までに、その点について、また皆様方に、お示しをさせていただくというような形を取らせていただきたいと思いますと思いますが、如何でしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 はい。

それではさきほども申し上げましたが、本日の1日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 はい、異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について

○議長 日程第4、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙についてを、議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長に東出治通議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました東出治通議員を、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました東出治通議員が、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました東出治通議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。

東出治通議員の副議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。東出議員。

○東出議員 ただいま、副議長に推選を頂きました深川市の東出でございます。

前任期に続いて、副議長という職責をいただきました。議員各位の協力をいただきながら議長と共

に、スムーズな議会運営に努めさせていただきたいというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

一言申し上げてご挨拶にかえます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(拍手あり)

○議 長 ありがとうございます。

◎日程第5 議案第1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算
(第1号) について

○議 長 日程第5、議案第1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

○事務局長 はい。

○議 長 事務局長。

○事務局長 おはようございます。ただいま上程されました議案第1号、平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、一般廃棄物焼却処理施設建設用地構造物築造工事の追加と一般廃棄物焼却処理施設長期包括委託事業アドバイザー業務に必要な予算額について補正することとしたところでございます。

1 ページ目、第1条第1項でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ4,676万8千円を増額し、予算の総額を13億2,539万1千円としたいとするものでございます。第2項でございますが、補正後の歳入歳出予算の款、項の区分の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条は、債務負担行為であります。地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるところでございます。

第3条は、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第3表地方債補正によるところとするものでございます。

2 ページから3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。補正の内容につきましては、6 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

続きまして、4 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為で、事項といたしまして、一般廃棄物焼却処理施設長期包括委託事業アドバイザー業務、期間を、平成23年度から平成24年度まで、限度額を、1,537万2千円と定めたいとするものでございます。第3表、地方債の補正でございますが、一般廃棄物処理事業債の限度額を7億4,130万円から2,850万円増額して、7億6,980万円に変更するものでございます。

次に、補正の内容でございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまず歳出からご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開き願います。

3 款衛生費、1 項施設建設費、1 目焼却施設建設費でございますが、補正額3,800万円の増額につきましては、11 ページの説明欄記載のとおり、施設建設に要する経費の補正でございます。焼却処理施設建設工事に必要な建設用地の造成工事に関しまして、当初予算計上時の施設の配置計画から、さらに施設の維持管理に配慮した配置に変更したことによる構造物築造工事の追加について補正したいとするものでございます。

次に、2 項焼却施設費、1 目運営管理費でございますが、補正額876万8千円の増額につきまして

は、11ページの説明欄記載のとおり、焼却施設維持管理に要する経費の補正でございます。焼却処理施設の維持管理に係る業務を複数年委託する際の委託業務の事業範囲や入札条件、法務に関することなどを含め、委託業者選定や業務実施上必要な契約内容を作成するためのアドバイザー業務を委託したいとするものでございます。以上、歳出合計が4,676万8千円の増額となったところでございます。財源の内訳につきましては、歳入の方で説明させていただきます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金でございますが、補正額1,826万8千円の増でございます。市町ごとの負担金は、9ページの説明欄記載のとおりでございます。次に、5款、1項地方債、1目衛生債でございますが、補正額2,850万円の増でございます。9ページ説明欄記載のとおり、一般廃棄物処理事業債でございます。以上、歳入合計が4,676万8千円の増額となったところでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

○清水議員 (挙手)

○議長 清水議員。

○清水議員 それでは、歳出、3衛生費の施設建設費について1点及び、2焼却施設費についてお伺いしたいと思います。

11ページです。まず施設建設に要する経費は、用地の増加に伴う工事ということですが、まず、これによって自動車の駐車台数は何台ぐらいになるのか。大型、普通車でお伺いしたいと思います。

次に、道路側及び山側の道路と建物、山と建物のスペースですね、どれぐらいの幅があるのかについてが2点目です。

3点目ですね、こういった追加工事も含めて、一昨日、住民説明会が歌志内市内で行われていると思いますが、主な住民の皆さんからの疑問、そしてこれに対してどのようにお答えをされたのか伺いたいと思います。

大きな2点目は、焼却施設維持管理に要する経費で、包括委託事業アドバイザー業務です。2年度に渡り行われる議案ですが、まず、包括委託とはいかなるものか、普通の施設の委託管理、また指定管理代行、これらと比較して、どのような違いがあるのか、解り易く、この点についてはこうこう違うというような形でお答えをいただきたいと思います。

さらに、今回のこのアドバイザー業務の積算根拠についてお伺いいたしますが、主に人件費だろうというふうには思います。人件費割合及び積算単価ですね、時間単価なのか、道単あるいは二省単価等がございますが、それらのどういう単価に、基づかれているのかということもお伺いします。

次に、このアドバイザー業務は今後数十年に渡る、施設運営に関わる委託をどうするのかということになるので、施設運営に関わって幾つかお聞きしたいと思います。まず、1点目は、維持管理費については、9,770万円、1年間にかかるということなどが既に資料等では出されておりますが、雇用の面で、どの程度の人件費を予想され、また雇用人数は何人ぐらいを予想されているのか、お伺いいたします。

次に、25年4月に開業するわけですが、能力85トンに対して、処理見込は54.6トンということで約6割の稼働率となるわけですが、2基をどのように運転していくのか、ほとんど2基運転なのか、それとも半分以下は1基でやられていくのか、1基だけ動かせば50いくわけですから、60

パーセントということは、後は2カ月ぐらい1台動かせば良いと、というような事は想像されるんですが、そこについて伺いたい。

これに関わって、構成市町が今それぞれの負担金が幾らになるのかということ、まだ示されていないわけですね、これがこのアドバイザー業務が終わるまで解らないのか、それとも秋頃ぐらいには構成市町に示されるのか、その見通しについてお伺いしたいと思います。

次に、3.11で大きく、いわゆるエネルギーについて状況が変わったと、これは単にこの施設が発電能力を持つということに止まらず、ごみの処理をどのようにするのかということも、大きくその検討し直すという、世界的に行われるという中で連合として、これまでの計画を、何らかの検討を加えるということについて、お考えを伺いたいと思います。

そこで、住民説明会でも問われたとふうに思うんですが、1,770キロワットの、これ常時発電されるのか、1基しか動かなければこの半分、おそらくそういうことなんだろうと思うんですが、おそらくこれ1,000世帯分ぐらいの使用電力に、相当するというふうに思うんですが、どの程度売電されるのか、5割とか、そういった大雑把な数字でお伺いしたと思います。

最後になりますが、現在、近隣、隣り合う美唄市や月形町等において、焼却ごみあるいは生ごみ、こういった物をその計画を超えて埋立てなければならないという状況にいま至っています。それで、最終処分場の寿命が短くなるという時に、25年4月にこの施設が開業されるわけです。そういう中で焼却炉の能力85トンに対して、54.6トンの見込みですから、先ほど言いましたように6割の稼働なんですね、ですからおそらく8割、9割というところまで、一時的あるいは一部でも受入れ可能なのかなというふうに思うんですが、そういった事について美唄や月形等と話し合われた経過があるというふうにも聞いてます。しかし、状況ががらっと変わっている中で、やはりそのなんというかきちんと情報交換する必要があるのかなというふうに思いますが、その点についてもお伺いします。

以上です。

○議長 ただいまの清水議員の質疑は、大きく10点に渡っての質疑がございました。ただいま議案は、補正予算でございます。補正予算の議案の範囲を一部超えてる、というふうに判断をしなければいけない質疑もございますので、議案の範囲の中での答弁ということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長 はい。

○議長 事務局長。

○事務局長 答弁調整に時間を頂きたいです。

お願いいたします。

○議長 はい、それでは答弁に、ちょっとお時間が掛りますので暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

○議長 それでは会議を、再開をいたします。

ただいまの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長 はい。

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま清水議員からご質問のありましたことにつきまして、ご回答申し上げます。

まず、自動車の駐車台数でございますけども、普通乗用車が26台、大型車といたしましてバス駐車場分として2台、これが北側駐車場に設置するものでございます。

敷地内の道路の幅員でございますが、山側が7メートルを確保すること、山側法面側ですね。市道側の敷地境界からの道路に関しては6.5メートルを確保すること、ということでそういうような計画になっております。

続きまして、先日開催しました住民説明会での質問に関してでございますが、まず質問にございましたが、地元業者の採用についてということと地元雇用の話、あと運転管理に関すること、委託業務に関することなどの質問がございました。

それと次に、アドバイザー業務の関連につきましては次長の方から説明させますが、それに関連して、ごみ処理方法の検討を加えるかどうかということでございますが、ごみ処理につきましては、ごみ処理基本計画に関する事項でございます。これはいまの3組合で定めておりますので、3組合とも協議しながら連合として検討する場合は検討することになると思います。

続きまして、美唄、月形との協議、情報公開に関することですが、いま私共が造っている施設につきましては、中・北空知のごみを処理するという事になっておりますので、それ以外の地域のごみを処理するということになりますと、住民ですとか、歌志内市、構成団体とも協議が必要となっております。何れにいたしましても現時点では美唄市、月形には広域連合の事業内容について説明して、情報提供しているというのみでございます。

以上でございます。

○事務局次長 はい。

○議長 事務局次長。

○事務局次長 事務局次長の南です。よろしく願いいたします。

アドバイザー業務の関連でございますが、包括業務と普通業務の違いなんでございますが、通常の業務ですと、例えば運転員だけが居て運転管理をするですとか、あとは、薬品は発注者である、例えば広域連合が直接購入する。水道代も広域連合が払うですとかそういうことで、ばらばらに発注している場合が多ございます。いま包括というのは、いま我々考えているのは電気代のみは広域連合で積算、支払いまして、他の薬品ですとか人件費諸々につきましては、その運営会社に委託をしてしまうという形です。普通の業務の中ですと、仕様書的なものでどんどん発注していくんですが、これは何をしなさい、これは何しなさいという細かい指示を与えるのが、発注で状況として多くなっておりますが、包括業務になりますと性能発注という形になりまして、この施設につきましては、この85トンの規模で、公害基準はこうですよとかそういう諸々の事項を遵守させながら、あとは運営、運転管理につきましては企業努力などを求めていくものになります。こういう処理施設におきましては、世間というか道内でも数多く出されておまして、道外でも、かなりの施設がやはり10年、15年そういう規模で発注されております。その中で企業の努力を求めるという中で、コストダウンを図っていける。それと単品で我々自治体の方が発注すると、それに関わる職員も必要となる。公共の人件の削減にも寄与するというところで、国土交通省の下水道部会だったと思うんですが、そちらの方で何年前に出された業務形態でございます。ただ、諸外国アメリカなどはだいぶ前からされていると聞いております。

次にアドバイザー業務の積算根拠でございますが、大半が人件費になっております。あとは交通費、札幌とここの間の交通費を一部みている。という積算で、単価につきましては道の単価を採用しております。あと、この業務は法律面がかなり大きく入っておりますので、弁護士費用を1割以上、中に積算で入っております。これは、弁護士さんの見積の額になっております。

維持管理費でございますが、9千うんぬんという話でしたが、雇用の人件費は、今現在で、ただの見積でございますが、これから中身の積算に入っていきます。ただ2億5千数百万程度、毎年度みしております。人数につきましても、今現在、積算上は33人みでございますが、これからアドバイザー業務が発注され中身の検討をしながら、人数の方につきましても精査して参りたいと思っております。

次に、85トンの能力に対して54. うんぬんで6割程度というお話でしたが、この施設につきまして3組合の方で作られた規模なんでございますが、25年度のごみの量ですが、一応計画で、22,806トンとなっております。それを365日で割りますと62.5トン、1日62.5トンをベースにしております。それに国のいろんな計算の基準とかございますが、年間の補修整備、補修点検、全停止、起動に要する日数が、例えば3日4日ずつあります、当然止める時もそれぐらいかかります。それら諸々含めると85日は止まる計算になります。これはあくまで積算というかそういう計算上の話でございます。そういうのを、あと稼働率通常96%程度と言われておりますので、そういう諸々を計算して参りますと、84.9トンという計算結果で、ここの計画は85トンで計画しております。運転の形態になりますと、いまお話ししたように、補修整備を2炉同時にやる場合と1炉だけやる場合とありますので、それはその時期とか法に併せて、例えば1週間完全停止してやらなきゃいけない時期とかございますので、1炉運転2炉運転もしくは全く動かない期間それぞれを、あと季節のごみ量など勘案して運転をしていく形になります。

次ですが、市町からの負担金につきましては、いま荒々出ている額で、なんぼという金額は出ておりますが、これにつきましてもアドバイザーの中で、どんな業務でこれは本当に必要なのかいらないのか、ただ単純に業者からの見積を鵜呑みにするのではなく、検討を加えながら出す所存でございますので、時期的には早くなるべく出したいと思っておりますが、ちょっと秋頃には間に合わないかと今思います。今回の発注時期にもよりますが、その状況で考えております。1,770キロワット常時ということでございましたが、だいたい歌志内の世帯の半分ぐらいは、よく1,770あれば持つということでは聞いております。ただ、ちょっとその辺は私も詳しくないんですけども、売電量につきましては、先ほどのようにフルで1,770を考えておりますので、場内でいくら使うか、あと1炉の時どうなるかというのは、ちょっといま手元に資料がございませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、売電は、全停止しない限り通年売電する考えでおります。しいて言えば、年間で3千万4千万程度は売電出来るんじゃないかと、いま考えております。そういうことで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○清水議員 はい。

○議 長 清水議員。

○清水議員 山側との距離が7メートルというご答弁があったんですが、当然落石防止ネットとか、

あるいはコンクリートで固めたり色々されるというふうには思うんですが、万が一、これが崩れると明らかに施設に損傷があるという点で、かなり心配だなというふうには思うんです。これはもうなった場合、自然、天災、災害扱いになればね、国から交付金が出たり、そういう可能性はありますけども、こういう建て方をしたところが、落石して壊れると、施設損傷するということになる、おそらくこれは地域住民、自治体で負担となると思うんです。そういう点でそういう心配は無いのかということ、どんな根拠でこういう狭いところに建てても大丈夫だというふうにお考えなっているのかを、まず伺いたいと思います。

それと、人件費なんですけども、これ包括アドバイザーの方なんですけど、道単価ということなんですけど、1時間幾らというのでお伺いしておきたいと思います。かなり、こういったコンサル単価、いわゆる上級技術者業務というのは単価高いんですよね、1日7、8万というのもございますので、ただ本当にそういった単価が必要なのかということも思います。そういう点でお伺いしておきます。

また、この契約方法についても、いわゆる入札なのか随契、特随なのか、あたりについてもお伺いしたい。

大きな3点目は、いまご答弁で、確かに焼却炉ですからフル稼働、動かす時はフル稼働なんだと、いうことで84.9トンという事を答弁されたというふうには思うんですが、その場合ですね、85日は休まなきゃならないと、そうすると84.9トンで動かした場合、何トンぐらいの余剰の能力があるのかと、85の他に何日分とか、というような形でお答えいただければと思います。

以上です。

○議 長 再質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長 はい。

○議 長 事務局長。

○事務局長 答弁調整に時間を頂きたいです。

お願いいたします。

○議 長 はい、それでは答弁にお時間が掛りますので、また暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議 長 それでは会議を、再開をいたします。

答弁をお願いいたします。

○事務局次長 はい。

○議 長 事務局次長。

○事務局次長 いまの清水議員さんの件につきまして、山側7メートルで崩れると、心配ということでございます。誠にそのとおりだと思います。ただ、いま設計して工事を行っております擁壁工事などにつきましては、設計の施設の基準がございまして、その中で安全率など全て網羅して、今国の中で考えられている基準は全て網羅して、一応やっております。ただ、実際にマグニチュードなんぼのが来るのかどうかというのは、いま現実想定が厳しい面もございまして、いまのその安全の確保の中の厳しい基準で設計しまして、あの擁壁につきましては、通常道路ですとかと擁壁ですと建築確認申請は不要なんですけど、あそこは建物と一体と見られておりますので、道の審査なども受けて工事して

おります。

アドバイザリー業務の単価ですが、道の単価で、ここでまともに申し上げて良いのかという問題もあろうかと思いますが、技術員ですとか技師、主任技師などございまして、細かいのはちょっとあれですが、2万2、3千円から4万5千ほどの単価の組合せで設計しております。これ道の単価でございます。

入札方法でございますが、いま色々と考えておりますが、これから指名委員会というのがございまして、その中で議論をいただいて決定していこうと考えております。

フル稼働で余剰はということですが、25年度が、実際のところ右肩下がりの時代でごみ量がピークになろうかと思えます。これから社会情勢でどうなるかわかりませんが、その中で62.5トンが必要だという計算なので、当初の年度では余剰はございません。85日停止うんぬんにつきましても、ごみ処理施設の整備計画設計要領というのがございまして、その中で、何が何日、何が何日、何が何日を除きなさい、控除しなさいということで決められた数値でございます。

以上でございます。

すいません説明不足で、さきほどの擁壁の建築確認でございますが、建物と一緒にという風にちょっと言い方を間違っただけでございますが、建物と一緒にというか、同じ敷地のものですから建物とは別に、その為の建築確認を出して北海道の許可を頂いている。ということでございます。

以上です。

○議長 はい、それではその他に質疑ございますか。

(沈黙)

○議長 ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 報告第1号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第6、報告第1号 例月現金出納検査報告についてを、議題といたします。

例月現金出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎開会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成23年 第2回 中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員